

目次

1	目的	2
2	略称・用語	2
2.1	略称	2
2.2	用語	2
3	BE で報告できること	5
3.1	報告書の内容	6
3.2	虚偽報告	7
4	誰に報告すべきか?	7
4.2	コンプライアンス・アクションライン	7
4.3	コンプライアンスメールアドレス	9
4.4	匿名の報告	9
4.5	いつ報告すべきか?	10
4.6	他の報告チャンネル	10
5	記者の保護	11
5.2	反撃に対する防御	11
5.3	守秘義務	12
5.3.1	Reporter のID	12
5.3.2	被告人又は関係人の身分	12
6	報告書の処理	13
6.2	事前評価	13
6.3	調査	13
6.4	修復	14
6.5	フィードバック	14
7	各法的主体におけるモニタリングと継続的改善	15
8	準拠法	15
9	文書変更履歴	15

1 目的

フレゼニウス カービでは、患者さんをケアする人々に救命薬や技術を提供し、彼らが直面する課題への答えを見つけることを目的としています。この目的を達成するためには、私たち一人ひとりが、倫理的で最高水準の誠実さをもって仕事に取り組むことが必要です。法令違反や非遵守行為は、関係者にとっても、企業全体にとっても、深刻な結果をもたらす可能性があります。

従って、人権侵害を含む潜在的なコンプライアンス違反に関する疑問や懸念がある場合には、フレゼニウス カービ人事部が発言し、企業の評判を守ることを期待しています。また、業務に関連してコンプライアンス違反の可能性のあることを目の当たりにした社外の方々にも、当社の専任の報告ルートに相談し、懸念事項に対処するよう呼びかけています。

このポリシーは、レポーターが使用可能なチャネルと保護についてのガイドラインを提供します。これは、どのような種類のレポートが保護の対象となり、どのレポートが関連情報を報告するかを示します。さらに、それは、私たちが潜在的なマイナスの結果に対してどのように報告者を支援し保護するか、また報告書で言及された従業員の公平な扱いをどのように確保するかを示すものです。

2 略語および用語

2.1 略称

略称	定義
CAL	コンプライアンス・アクションライン
eDMS	フレゼニウス カービ Quality Management (QM)が運営する電子文書管理システム
gSOP	グローバル・スタンダード業務手順の人事部門
HR LCC	地域コンプライアンス・コーディネータ・コンプライアンス・コーディネータ
R/DCC	ス・コーディネータ

2.2 用語

機関	定義
取引先	フレゼニウスのプロモーションや流通に活躍する第三者 フレゼニウス カービの代理として、カービの商品とサービスを提供し、顧客、公務員または医療専門家と接します
コンプライアンス・コーディネータ(R/DCC)	R/DCC は、複数の法人のコンプライアンス担当窓口であるフレゼニウス カービの従業員です。 コンプライアンス方針 グローバル・リスク&コンプライアンス、全グローバル・ページで発行されるすべてのグローバル・ポリシー、SOP、およびその付随文書、ならびにその他の必須プロセス:

スピーク・アップ方針

コンプライアンスチームのコンプライ	定義
<p>アンス違反</p>	<p>Fresenius SE & Co.が発行するコンプライアンスポリシーおよびSOPフレゼニウス カービに適用されるKGaAは、随時修正されます。</p> <p>グローバル・リスク & コンプライアンス、組織コンプライアンス部門およびLCCのメンバー。</p> <p>aのいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用法規または業界団体規範の違反、内部コンプライアンスポリシーの重大な非遵守、または 「行動規範」に記載されている「フレゼニウス カービ」の価値観に干渉するような不正行為、または 「フレゼニウス カービ」の評判に悪影響を及ぼす可能性がある不正行為、 <p>フレゼニウス カービ社員またはそのビジネス・パートナーの責任</p> <p>または</p> <ul style="list-style-type: none"> フレゼニウス カービ人事、フレゼニウス カービの直接のサプライヤー(Tier 1)、またはフレゼニウス カービのサプライチェーンの他の企業(Tier 2など)がコミットした人権侵害 <p>または</p> <ul style="list-style-type: none"> フレゼニウス カービ Personnel、そのビジネスパートナーまたは第三者によって約束されたフレゼニウス カービの資産または権益を損なう行為。
<p>利益相反行為</p>	<p>自分の個人的な利害や義務が、自分の職務や地位の責任と矛盾する場合、誰かが危険にさらされま す。それは、関係者が正または負のバイアス、意思決定における独立性、客観性または公平性が問題 であることを意味します。</p>
<p>フレゼニウス カービ</p>	<p>フレゼニウス カービ AGおよび/またはフレゼニウス カービ AGが50%を超える株式を保有するまたはその他 の方法で経営支配権を有するすべての子会社/関連会社。</p> <p>フレシニアウス・カビの取締役、役員、取締役、従業員、派遣社員、インターン、ボランティア。</p>
<p>フレゼニウス カービ担当者または 人員 グローバル・レポートニング・チャネ ル</p>	<p>コンプライアンス・アクション・ライン(フリーシナス・カビの代理で、フリーシナス・カビまたは第三者サブ ライヤーが運営する電子システム)およびコンプライアンス・メール・アドレス(報告書の中央メール・アドレ ス(@フレゼニウス カービ.com))。</p> <p>サプライチェーン・デュー・ディリジェンスに関する適用法令に規定される人権侵害。適用法令には、児 童労働、児童取引、児童ポルノ、児童買春または他の児童関連の不法行為、人身売買、奴隷制および 強制労働、職業上の健康および安全の尊重、結社の自由の無視、差別、拘束力のある最低賃金の不 払い、最長労働時間に関する規則違反、土地または他の生活手段の剥奪、拷問および残虐な、非人道 的または品位を傷つける治療剤、大気、水および土壌の汚染を含む環境違反、および騒音の排出が含 まれるが、これらに限定されません。これらは、適用法令に従い、人の健康を害し、食料の生産のため の自然基盤を著しく損ない、人々が適切な飲料水または衛生施設にアクセスすることを妨げ、有害廃棄 物の処分、水銀および特定の化学物質の処理に関する特定の国際条約の違反を含みますが、これら に限定されません。保護された人権の地位に関するより詳細な情報は、Global-ANNEX-LE-000070728 「サプライチェーンにおける企業のデリジェンス義務に関するドイツ法に基づく人権侵害および関連す る環境リスクの可能性」に記載されています。</p>
<p>人権侵害の問題</p>	<p>オンブスパネルが調査を実施するように義務付けた個人</p>
<p>調査チーム</p>	



定義

関係者	報告書に記載された身元確認・被告人、あるいは、主張の対象、被害者、証人として記載された者
ローカル コンプライアンス(LCC) マネジメント	LCCは、コンプライアンス責任において経営陣を支援するフレゼニウス カービの従業員です。 一般にゼネラル・マネージャー(以前はLCOと呼ばれていました)と呼ばれる、外部的に説明責任を負う本ポリシーの適用範囲における法人の授権された法定代理人または代表者の団体。
会社資産の悪用	フレゼニウス カービの事業をフレゼニウス カービ・パーソネルが行う以外の理由による、フレゼニウス カービの資産の不正使用;他のフレゼニウス カービの方針およびガイドラインまたはその他の社内規則によって認められている会社設備の私的使用は、本定義に含まれず、フレゼニウス カービの資産の悪用には含まれません。
Ombudspanel	グローバル/コーポレートレベルの組織は、報告されたすべての潜在的なコンプライアンス違反を一元的にレビューし、オンプネルの運用ルールに準拠したグローバルトレンドを監視します。 「コンプライアンス違反」「人権侵害」[4章]参照任意のレポートング・チャネルを介して報告を行う個人。
報告すべき行動報告者 報復	内部または外部の報告書または開示によって引き起こされ、かつ、報告者が不当な不利益を被る、または被る可能性のある、専門的な文脈における直接的または間接的な作為または不作為。これには、特に以下の報復が含まれる。ただし、そのような報復が、調査から独立して下された正当な人事上の決定に明らかに基づいていない場合に限り、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 休職、解雇その他これらに準ずる処分 ・ 昇進の降格・否定 ・ 職務の引継ぎ、勤務地の変更、減給、勤務時間の変更 ・ 追加研修への参加拒否 ・ 否定的なパフォーマンス評価や悪い参考文献の発行 ・ 懲戒、懲戒その他の制裁(金銭的制裁を含む。) ・ 強制、脅迫、いじめ又は排除 ・ 差別、不利益又は不平等な治療剤、例えば、チームミーティングからの除外 ・ 期間不定の雇用契約を正当に申し出る見込みがあった場合の期間不定の雇用契約への転換の不履行 ・ 有期雇用契約の不更新・中途解約 ・ 特にソーシャルメディアに損害(評判の損害を含みます)を与えたり、財政的損失(契約または収益の損失を含みます)を引き起こしたりします。

3 何が報告できるか。

個人は、コンプライアンス違反を報告する場合、またその範囲内で、本ポリシーの下で保護されます。疑わしいまたは実際のものを含みます

- **フレゼニウス カービ Personnelまたはそのフレゼニウス カービのBusiness Partnersによる適用法令/業界団体コードの違反**
 - 詐欺、汚職、賄賂、反トラスト法違反、帳簿・記録の操作、横領、データ・プライバシー法違反、マネー・ロンダリング/テロ資金供与などの刑事・行政犯罪

- **フレゼニウス カービ Code of Conductおよび適用されるコンプライアンスポリシーに対する、フレゼニウスカービのビジネスパートナーによる違反(例以下に限定されません):**
 - 利益相反
 - 接待、接待、贈答その他の給付を不正に与え、提供し、又は受けること
 - 不透明、不適切な対応/接触/競合他社との共謀
 - 問題のあるスポンサー活動や寄付活動
 - 講演プログラムやコンサルティング活動など、不適切な医療従事者とのやり取り
 - 職場における暴力、差別、詐欺または(セクシャル)ハラスメント。

- **人権侵害**
 - フレゼニウス カービ自身の事業運営に関連して
 - フレゼニウス カービの直接(Tier 1)および間接(Tier n)サプライヤーによる違反を含む、フレゼニウスカービのサプライチェーンにおける

- **フレゼニウス カービの財産または利益に関連する損害を与える行為**

スピーク・アップ方針

疑義を避けるため、報告すべき行為には通常含まれません

- 上述のカテゴリに関係なく、純粋な人事苦情およびその他の紛争(例:人事間の個人的紛争、または異動、昇進、懲戒処分などの雇用または雇用に関する決定。ただし、報復または人権侵害は含まれない)。このような場合、人事担当者に相談すべきです。
- 上記のカテゴリに関係のない品質関連事例(例:cGMP違反、製品品質に関する苦情等)。このような場合、品質マネジメント又はマネジメントには、直ちに情報が提供されなければなりません。

3.1 報告書の内容

報告書のフォローアップが成功するかどうかは、提供される情報の詳細さと質にかかっています。

従って、報告書はできるだけ正確かつ完全なものであることが重要です。報告者は、可能な限り関連する情報を提供し、報告者の専門分野外の人々にとって、記述が理解可能であることを確認しなければなりません(例:頭文字の説明)。

一般的には、報告書の中で次のような基本的な質問を考えると役に立ちます:

- 誰?(関係者全員/企業の正式名称・役職名)
- 何?(該当する特定の行動に関するすべての関連詳細)
- いつ?行動は継続しているか?それはある時期に起こったのか?
- 私たちの組織では、これはどのように可能だったのか?
- どこで?(国、法人、組織単位、部門、事務所、工場など)

重要:証拠となりうる文書があれば、報告書に添付すべきです。不完全あるいは「断片的」な報告は、問題を評価し、効率的にフォローアップすることをより難しく、あるいはさらに不可能にし、遅延要因となるであります。

記載された不正行為の証拠をどこで見つけるかを明確に示すことも、非常に役に立ちます。これには、特定の契約、生産ロット番号、特定のアーカイブ内の特定のバインダー、特定の発注書などがあります。

3.2 虚偽報告

合理的な根拠に基づいて誠実に作成されたすべての報告書は、価値があり、高く評価されます。誠意をもって報告した報告書は、最終的に誤ったことが判明したとしても、報告者に不利益をもたらすものであってはなりません。

しかし、悪意、悪意、個人的利益のため、または故意に他者を非難した虚偽の申し立ては、当社の行動規範の違反とみなされ、違法となり、報告者に対する適切な懲戒措置または法的措置をもたらす可能性があります。

4 誰に報告すべきか？

我々は、フレゼニウス カービ人事が、コンプライアンスに関する疑問や懸念について、直接の管理者または地域コンプライアンス・コーディネーターと率直に話し合うことを奨励します。

フレゼニウス カービ・パーソネルの場合も、その他の個人の場合も、秘密の方法で報告書を発行し、この方針の下で最善の保護を確保することができます。最善の方法は、私たちのコンプライアンスチームに直接連絡することです。

報告すべき行動は、いつでもグローバル・レポーティング・チャンネルを通じて対応できます：

- **コンプライアンス・アクション・ライン(「CAL」)または**
- **コンプライアンスEメールアドレス**

グローバル・レポーティング・チャンネルと、企業レベルのあらゆる報告書を扱う専門のコンプライアンス・チームが、報告書を扱うために好まれる、そして標準となります。

4.1 コンプライアンス・アクションライン

CALは、フリーシニアス・カビのグローバル・リポーティング・ツールであり、安全なチャンネルを通じてコンプライアンス・チームとの直接かつ秘密の連絡を提供し、匿名の報告を可能にするものです。

www.complianceactionline.ethicspoint.comから フレゼニウス カービのホームページ(www.fresenius-kabi.com)と

フレゼニウス カービのイントラネット。

2つの選択肢があります：

- **CALホットライン(ほとんどの国で利用可能)**

- ホットラインは24/7にアクセス可能であり、オペレーターは現地語でコミュニケーションを行う準備が整っています。
 - オペレーターは、レポートを介して発信者をガイドし、レポートの内容を明確にするために質問します。
 - コールの終了時に、コール元はレポートキーとパスワードを受け取ります。これらは、さらなるフォローアップのために非常に重要です。発信者は、このデータを書き留め、さらに参考のために安全に保管しなければなりません。これらは、システムに再度接続する唯一のリンクであり、プロバイダがリセットまたは変更することはできません。データが失われれば、新たな報告書を提出するしか選択肢はないだろう。
 - このパスワードとレポートキーを使用すると、再度呼び出してケースマネジメントシステムにアクセスすることができます。
 - このようにして、調査チームとのコミュニケーションが可能となります。
g. 状況の更新を受けたり、フォローアップの質問を受けたり、追加の情報を提供したりします。
 - **報告者は、常に報告書をフォローアップすべきです。さもなければ、コンプライアンスチームが連絡を取れず、情報不足のために調査が成功しないかもしれません。コンプライアンス調査には時間と労力が必要であり、多くの場合、報告者とのコミュニケーションをフォローアップします。**
-
- **オンライン・レポート(すべての国で利用可能)**
 - オンラインレポートツールは24/7にアクセス可能で、現地語で使用できます。
 - ケースを入力するには、報告者は必ず
 - o 「レポートの作成」を選択します。
 - o すべての必要な分野に記入し、問題や懸念に関連する具体的な事実を提供します。
 - o パスワードを選択し、レポートを送信します。このパスワードは非常に重要です。これはシステムに再度接続する唯一のリンクであり、リセットすることはできません。
 - **報告者は、常にパスワードとレポートキーでケースマネジメントシステムにログインし、数日後に続く必要があります**



報告書を上方修正します。さもなければ、コンプライアンスチームが連絡を取れず、情報不足のために調査が成功しない可能性があります。

4.2 コンプライアンスメールアドレス

CALの代わりに、報告者は、コンプライアンスチームに連絡するために、以下のeメールアドレスを使用することもできます：

compliance@fresenius-kabi.com

上記メールアドレスから個人のミーティングや(テレビ電話)を予約することもできます。

eメールアドレスは、フリーシニアス・カビのグローバル・リスク & コンプライアンス部の特別に任命されたメンバーのみがアクセスできます。

4.3 匿名の報告

私たちは、報告者が報告書を作成する際に、その身元を共有することを奨励します。これにより、ケースへの対処と必要に応じたフォローアップが容易になります。報告者の身元は、法的境界内で秘密に保持されます(以下のセクション6.2を参照)。

しかし、報告書を提出する際に、報告者は必ずしも自らを特定する必要はありません。報告者が匿名で報告したい場合、最善の方法はCALを介して報告することです(上記、セクション5.1参照)。

CALを匿名で使用する場合、Reporterのアイデンティティは認証済みテクニカルソリューションによって保護されています。これは、システムがレポーターのアイデンティティを開示できるいかなるデータも保存しないことを意味します。報告者は個人情報を探られることさえしません。

これは、コンプライアンス・チームが質問やフィードバックのためにレポーターに直接回答することができないことを意味します。CAL経由でのみReporterに連絡することができるため、Reporterは、受け取ったコードで再度システムに接続する必要があります。記者は、一度ログインすると、私たちのコンプライアンスチームが送った質問や回答を見つけることができます。

CALを介して匿名で報告する場合でも、報告者は、コンプライアンスチームがアクセスできないeメールアドレスを機密に残すことができます。この電子メールアドレスは、ケースマネジメントシステムに更新がある場合に、報告者が自動化された電子メール通知を取得する目的にのみ使用されます。

また、ケースマネジメントシステムは、調査チームがReporterとチャットできるセキュアなリアルタイムチャットセッションをスケジュールする機会を提供します。このセッションでは、Reporterの匿名性が保持されます。

4.4 いつ報告すべきか?

報告者は、できるだけ早く懸念を表明しなければなりません。不備を早期に発見し、対処することで、問題がより大きくなるのを防ぐことができ、罰金や損害の可能性を回避するのに役立つかもしれません。報告者は、問題があることを100%確信していなくても行動すべきです。コンプライアンス・チームは、提供された情報を調査し、検証を試み、適切な行動をとります。

しかし、報告者は、報告書が他者に与える影響についても考えるべきです。コンプライアンス違反の可能性に関する報告書は、そのような報告書で指名された人々にとって非常に深刻な問題です。従って、報告者は、報告前に、懸念が妥当であるかどうかを事前にチェックするために、容易に入手できる情報を必ず見直すべきです。

4.5 他の報告チャネル

フレゼニウス カービは、いかなる非準拠行動も分析し、停止することにコミットしています。この目的を支援するため、フレゼニウス カービは、すべての報告書をタイムリーにフォローアップし、報告者のための最善の保護を生み出すために、独立した高度に専門化したコンプライアンス専門家チーム(「調査チーム」)を運営しています。フレゼニウス カービは、これらの専門家に対し、安全なグローバル・レポーティング・チャンネルを通じて報告書を提供することを強く奨励しています。

公的当局

一部の国では、また特定の行為に関してのみ、報告者は、法律に違反することなく、公的当局に報告可能な行為を通知することも認められています。特定の国における特定の事前条件については、報告者は現地の法律を参照すべきです。EU内では、該当するEU公益通報者指令第10条ff.が関連します。報告者は、compliance@fresenius-kabi.comのもとで対処可能な権威を挙げるEU諸国の国内輸送法とのつながりを見つけることができます。

報告者が匿名での報告を希望する場合、当社のグローバル・レポート・チャンネルを通じた報告書のみが、報告書に対するフォローアップを保証することに留意してください。これとは対照的に、公的当局は、必ずしも匿名の報告に対するフォローアップを義務づけられているわけではありません。

現地での報告チャンネル

グローバル・レポート・チャンネルに加えて、一部の現地法では、特定の法令違反に関する追加的な現地通報チャンネルが必要とされています。このような場合、現地のフレゼニウス カービの事業体は、適用法に従って、そのような報告経路を追加的に設定します。これらの国では、グローバル・レポート・チャンネルの例外として、レポーターは、任意のレポートブル・コンダクトを法的主体であるLCC内のみのコンタクトに報告することを選択することができます。

報告者がLCCに対し、個人の身元をグローバル・レポート・チャンネル(企業/グローバルが管理)と共有しないことを望む場合、報告(オプトアウト)を行う際には、これを明確かつ明示的にLCCに示さなければなりません。レポーターは、関連するすべての事業体の定期的に更新された一覧と

compliance@fresenius-kabi.comの連絡先を見つけることができます。

5 報告者の保護

懸念事項を報告する決定は、報告者に内的混乱と不安を引き起こす可能性があります。同時に、報告者は、懸念が真実であり、報告されるべきであると確信しているならば、何も恐れるべきものを持ってはなりません。従って、誠意をもって作成された報告書は、報告者に不利益をもたらすものではありません。「誠実」とは、通常、報告者が報告書を作成する前に、関連する事実を彼らに目に見える形で分析したことを意味し、その報告書は、報告書に記載された人物を害する意図をもってのみ、意図的に虚偽のものではなく、または行われたものではありません。

5.1 反撃に対する防御

誠実に行動する報告者は、いかなる形の報復にも直面してはなりません。これには、労働、懲戒、刑事または民事制裁が含まれるが、これらに限定されません。

フレゼニウス カービは、報告者への報復を重大なコンプライアンス違反とみなし、規律上の規則と手続きの下で対処します。本方針の対象者全員



3.で述べたように、記者に対する報復行為や疑惑についても、発言を行った結果、報告を求められます。

5.2 守秘義務

フレゼニウス カービは、レポーターと被告人または関係者双方の身元と評判を守ることに尽力しています。一方で、報告者は、法的な範囲内で最大限の機密性を保証されています。

他方、被告人及び関係人の権利も保護される必要があります。被告人の氏名は、捜査過程において秘密に保持され、無罪の推定は、すべての内部捜査に適用されます。

5.2.1 Reporter のID

レポートは、機密かつ敏感に扱われます。

コンプライアンスチームの特別に任命されたメンバーのみが、到着した報告書にアクセスできます。調査チームは、以下の場合を除き、自身の身元を内部または外部に明らかにする可能性のある報告者の身元または情報を共有しません

- 報告者の同意
- 報告者は(機密のグローバル・レポーティング・チャンネルを介してではなく)公然と報告を選択します
- 法律または管轄当局または裁判所の要請により要求されます(例えば、当局または裁判所が正式に要請する場合)。

5.2.2 被告人又は関係人の身分

フレゼニウス カービは被告人の評判を守ります。客観的かつ独立的に調査を実施しています。調査チームは、報告書に記名された人物の身元を、組織内外を問わず、秘密に保持します。

例外が適用されます

- 管轄(訴追)当局または裁判所の命令による要請



- ・ 知る必要のある内部調査担当者
- ・ 法令違反・違反行為を止め、不正行為により企業・グループまたは個人に重大な不利益を与えないために必要な人物

報告書が調査された後、被告人の身元を管轄管理者と共有し、懲戒処分の可能性やその他の是正措置を決定することができます。しかし、報告書が実証されていない限り、調査チームは、例外的な場合に、関係者の権利と利益を考慮して、必要かつ比例的であるとみなされない限り、同一性を共有しません。

6 報告書の処理

グローバル・レポーティング・チャンネルを通じて報告書を提出した後、報告者は直ちに、遅くとも7日以内に受領確認書を受け取ります。本ポリシーに基づいて取り扱われるすべての報告書は、真摯に受け止め、Global-SOP-LE-000047598コンプライアンス事例管理に従い、客観的な方法でレビューされます。

6.1 事前評価

第一段階として、報告書は妥当性と網羅性について事前評価されます。事前評価はOmbudspanelが実施します。OmbudspanelはGlobal Risk & Complianceのメンバーで構成されます。明らかな利益相反が存在しない場合、オンブスパネルは、分析の助けとなるように、組織および/または地域コンプライアンスのメンバーに要請することができます。事前評価を実施するのに必要な時間は、個々の事例ごとの複雑さに左右されるが、予備的な分析に過ぎないため、速やかに完了すべきです。

オンブスパネルは、レポート作成者にフォローして、残りの情報ギャップを埋めてから、この決定を行います。報告者はまた、自分の懸念をよりよく説明するために個人的なミーティングを求めるかもしれません。

6.2 調査

事前評価が、コンプライアンス違反の当初の疑いにつながる場合、オンブスパネルは、調査チームに内部調査のマンデートを発行します。調査チームは、現地、地域、部門またはグローバル・リスク&コンプライアンス・チームのメンバーで構成することができます。

調査の目的は、事実を分析し、報告書が実証されているかどうかを見極めることです。また、内部統制の潜在的な弱点や、この点に関する改善の可能性を特定する目的にも役立ちます。

調査チームは、適用されるすべての法規および社内規則(Global-SOP-LE-000047598コンプライアンス・ケースマネージメント)に従って調査することを拘束されます。捜査チームは、事件および捜査に関する機密を保持する義務を負います。すべての対策は、客観的かつ公平な方法で、報告された行動に比例して実施されなければなりません。事前評価以上に、調査を実施するのに必要な時間は、個々のケースの複雑さに左右されます。

調査中に、報告者がグローバル・レポーティング・チャンネルの使用を選択した場合、調査チームと連絡を取り、フィードバックを受け、追加の質問に答えるべきです。

調査対象者は、いつかは、進行中のプロセスについて情報を得て、疑惑についてコメントする機会を与えることになります。その目的は、報告書に記載されているものを公正に取り扱うことにあります。

調査を終了するために、調査チームはオンブスパネルと経営陣に調査報告書を提出します。関係者の身元は、修復に必要な範囲でのみ共有されます。

6.3 修復

所管管理者は、調査報告書に基づき、また報告書が実証されている範囲において、コンプライアンス違反を中止し、当該行為を制裁し、または再発を回避するための所見に対する反応として内部統制を調整/修正するために、是正が必要かどうかを分析する責任を負います。これには、例えば、税務・検察当局や警察当局への報告を含めることができます。

6.4 フィードバック

報告者との連絡を可能にする、グローバル・レポーティング・チャンネルまたは別のコミュニケーション・フォームを介して報告書が提出された場合、調査チームは、追加質問のフォローアップやフィードバックのために連絡を取り続けることができます。

最低限の連絡として、調査チームは、機密性およびデータ保護要件に関して適切とみなされる範囲で、調査の結果に関する声明を提供します。調査の結果、報告された懸念事項に関する証拠が得られなかった場合、報告者には調査が裏付けられていないとの結論が出されます。調査に時間がかかる場合

また、報告者は、3ヶ月以内に調査の状況について中間的なフィードバックを受けることになっています。

7 各法人のモニタリングと継続的改善

経営者は、本方針の実施状況を監視し、遵守を確保します。また、経営者は、法的環境の変更の影響を評価し、必要な範囲で現地の方針の変更を反映するものとします。

8 準拠法

この方針に従って許可されるものについてのいかなる指針も、適用される法規に従うとともに、フレゼニウス カービーが加盟している業界団体の規範に従います。これは、現地で適用される法律がこのポリシーよりも厳しい、つまり高い基準を要求する場合は常に、より厳しい法基準に従わなければならないことを意味します。

経営者は、インシデントの報告に関連する現地の法律、規則および規範を監視し、現地の方針およびプロセスに必要な変更を実施するものとします。必要に応じて、経営陣は、他の利害関係者、例えば責任あるR/DCCに時宜を得た情報を提供するものとします。

9 文書変更履歴

1.0版

変更理由・変更内容
新設文書